

松江市告示第26号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項の規定による島根原子力発電所2号機の再稼働について、市民の意向を問い、市民の意思を的確に反映させる松江市住民投票条例の制定請求を、令和4年1月31日に受理したので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第98条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和4年1月31日

松江市長 上 定 昭 仁

1 請求代表者の住所及び氏名

松江市		岡崎由美子
松江市		秋重幸邦

2 請求の要旨

2011年3月の福島第一原発事故によって、私達は、万が一の事故が起こりうること、その被害の重大さ、深刻さを知りました。いまなお、5万人以上が避難中で、ふるさとや生業を失い、家族と離散し、未だ、原子力緊急事態宣言は解除されず、廃炉作業はいつ終わるかも見通せず、汚染水の海洋放出も予定されています。

松江市に立地する中国電力島根原子力発電所2号機の再稼働によって、もし、万が一の過酷事故が起こったら、私達松江市民の生命・健康・生活、環境等にどのようなことが起こるでしょうか。

2021年9月15日、原子力規制委員会は、島根原発2号機の新規制基準に基づく設置変更を許可しました。新規制基準は、福島第一原発事故を受けて、原子力発電所の耐震性、耐津波等の安全性を高め、防潮堤の設置や、電源車の確保等、過酷事故が発生した時のための対策を義務付けています。しかし、原子力規制委員会が設置変更を許可しても、即、安全を保障したものではないと同委員会は、再三言明しています。

島根原発2号機の再稼働にあたっては、中国電力との安全協定等により、立地自治体である松江市と島根県の同意が必要とされています。原子力発電所の稼働には、万が一のリスクが伴うこと、現在の科学技

術では、原子力発電所の絶対的な安全を約束できないことは、福島第一原発事故の教訓です。

松江市長は、議会答弁で、「市民の意見をいただき、議員との議論を深め、市長として総合的に判断する」と述べています。しかし、具体的にどのような方法・内容の情報を市民に提供し、どのような方法で広く市民の意見を聞くのかは、明らかではありません。

私達は、広く市民の意思と意向を確認する方法として、住民投票の実施が最も適していると考えます。住民投票の実施に伴い、再稼働に関し、現在および将来の松江市と市民に、どのような影響・危険、メリット・デメリットがあるのかについての情報が提供され、考える機会が与えられます。

そして、松江市の同意権の行使に際し（団体自治）、地方自治の理念である「住民自治」の原則にのっとり、市民が、地域で議論し、熟慮して、それぞれの結論を出し、それらを投票において表明することとなります。

私達は、島根原発2号機の再稼働について、市民一人ひとりが責任をもって、考え、議論し、意見表明する重要な機会として、住民投票の実施を求め、本条例の制定を請求します。